平成２８年（フ）第９２２号
京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字代理分31番地　302号
債務者　野田　則子（旧姓橘）
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９６０号
京都市中京区壬生東淵田町11番地１　Ｍｐｉ’ｓ京都西院　303
債務者　三倉　裕也
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９７５号
京都市北区紫竹牛若町13番地９　スクエアコート202、前住所京都市北区紫竹栗栖町33番地　紫竹マンション32号
債務者　濵田　亮太
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９９１号
京都市西京区大枝中山町２番地118　ボワ・ヴィラージュ106号
債務者　脇坂　　徹
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
鳥取県鳥取市西品治85番地　ガーデンコート寿402号、旧住所岐阜県岐阜市蔵前５丁目20番４―205号
債務者　武藤　伸幸
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６８号
愛媛県松山市高岡町362番地
債務者　谷岡　由美
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６３号
愛媛県松山市高砂町２丁目２番地８　常盤ハイツ101号
債務者　関　　敏子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６５号
愛媛県伊予市中山町中山丑262番地
債務者　一木　悦子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７７号
愛媛県松山市祝谷６丁目1095番地５　第二丸山ハイツ101号
債務者　上野　　登
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９８号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井812番地２　大和ビル303
債務者　金井久美子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０１号
宮崎市大字田吉291番地３　レ・ビラージュ201号
債務者　小玉　俊裕
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３０２号
宮崎市田野町甲2022番地１　ガーデンプラザ103号
債務者　久壽米木喬
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９９号
鹿児島県鹿屋市旭原町3615番地９　フランメゾンⅡ101号
債務者　海老田知希
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
岩手県北上市立花16地割145番地
債務者　渡辺　求巳
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第９３号
岩手県花巻市野田326番地８　テラスハウスハルヤマＢ－３
債務者　佐達　明美
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第９４号
岩手県花巻市上小舟渡１番地８　Ｂ棟
債務者　佐々木ノヱ
法定代理人成年後見人　佐々木光子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部